

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 5 管制業務処理規程</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>「Ⅰ総則 1 目的」から「Ⅲ管制方式基準(Ⅰ)総則 5 電話通信(6)数等の確認」まで(略)</p> <p>(7) 無線電話呼出符号</p> <p>「Ⅲ管制方式基準(Ⅰ)総則 5 電話通信(8)管制席等の名称」から「Ⅲ管制方式基準(Ⅲ)飛行場管制方式 2 管制許可等(13)使用周波数」まで(略)</p> <p>(14) 滑走路状態表示灯(RWSL)システム運用時の措置</p> <p>「Ⅲ管制方式基準(Ⅲ)飛行場管制方式 2 管制許可等(15)計器気象状態の場合の措置」から「Ⅲ管制方式基準(Ⅲ)飛行場管制方式 13 飛行場灯火運用方法(2)停止線灯の運用」まで(略)</p> <p>(3) RWSL システムの運用</p> <p>「Ⅲ管制方式基準(Ⅳ)レーダー使用基準 1 通則」から「Ⅶ訓練実施要領 2 国内搭乗訓練実施要領」まで(略)</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ 航空交通管理方式基準</p> <p style="text-align: center;">(Ⅲ) 航空交通流管理</p> <p style="text-align: center;">4 交通流制御</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【出発制御(EDCT 発出)】</p>	<p style="text-align: center;">第 5 管制業務処理規程</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>「Ⅰ総則 1 目的」から「Ⅲ管制方式基準(Ⅰ)総則 5 電話通信(6)数等の確認」まで(略)</p> <p>(7) 無線呼出符号</p> <p>「Ⅲ管制方式基準(Ⅰ)総則 5 電話通信(8)管制席等の名称」から「Ⅲ管制方式基準(Ⅲ)飛行場管制方式 2 管制許可等(13)使用周波数」まで(略)</p> <p><新 規></p> <p>「Ⅲ管制方式基準(Ⅲ)飛行場管制方式 2 管制許可等(14)計器気象状態の場合の措置」から「Ⅲ管制方式基準(Ⅲ)飛行場管制方式 13 飛行場灯火運用方法(2)停止線灯の運用」まで(略)</p> <p><新 規></p> <p>「Ⅲ管制方式基準(Ⅳ)レーダー使用基準 1 通則」から「Ⅶ訓練実施要領 2 国内搭乗訓練実施要領」まで(略)</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ 航空交通管理方式基準</p> <p style="text-align: center;">(Ⅲ) 航空交通流管理</p> <p style="text-align: center;">4 交通流制御</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【出発制御(EDCT 発出)】</p>	<p>表現の変更</p> <p>RWSL システムの導入に伴う新規規定</p> <p>RWSL システムの導入に伴う新規規定</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p>(4) a (略)</p> <p>b 管制区管制所等は、a の規定により EDCT を指示された航空機に対しⅢ管制方式基準(Ⅱ) 4 (2)に規定する出発制限解除時刻(RELEASE TIME)として EDCT を指定するものとする。ただし、管制間隔設定のために EDCT と異なる時刻を指定する必要がある場合は、ATM センターと調整するものとする。</p> <p>★交通流制御のため、<u>出発制限</u>を〔時刻〕に解除します。 RELEASED AT [time] DUE TO FLOW CONTROL.</p> <p>c 飛行場管制所は、b の規定により<u>出発制限解除時刻</u>が指定された航空機を、当該時刻以降、可能な限り速やかに出発させるものとする。</p> <p>d (略)</p> <p>e 管制区管制所等は、d の規定により EDCT の変更を通知された場合は、変更された EDCT に基づいて b の規定と同様に<u>出発制限解除時刻</u>を指定するものとする。</p> <p>f～h (略)</p> <p>i 管制区管制所等は、h の規定により制御対象外となった旨を通知された場合は、EDCT による<u>出発制限</u>が解除されたものとして取り扱うものとする。</p> <p>j (略)</p> <p>k 管制区管制所に対する EDCT の通知方法は飛行情報管理システム管制情報処理部(Flight data processing section。以下「FDPS」という。)によることができるものとし、FDPS によることができない場合は電話によるものとする。</p> <p>注 ターミナル管制所に対して FDPS により通知される EDCT 情報は参考情報として取り扱い、これをもとに航空機に対して<u>出発制限解除時刻</u>を指定しないこと。</p> <p>【出発制御(出発間隔指定)】</p>	<p>(4) a (略)</p> <p>b 管制区管制所等は、a の規定により EDCT を指示された航空機に対しⅢ管制方式基準(Ⅱ) 4 (2)に規定する出発<u>待機</u>解除時刻(RELEASE TIME)として EDCT を指定するものとする。ただし、管制間隔設定のために EDCT と異なる時刻を指定する必要がある場合は、ATM センターと調整するものとする。</p> <p>★交通流制御のため〔時刻〕後に離陸させて下さい。 RELEASE AT [time] <u>OR LATER</u> DUE TO FLOW CONTROL.</p> <p>c 飛行場管制所は、b の規定により<u>出発待機解除時刻</u>が指定された航空機を、当該時刻以降、可能な限り速やかに出発させるものとする。</p> <p>d (略)</p> <p>e 管制区管制所等は、d の規定により EDCT の変更を通知された場合は、変更された EDCT に基づいて b の規定と同様に<u>出発待機解除時刻</u>を指定するものとする。</p> <p>f～h (略)</p> <p>i 管制区管制所等は、h の規定により制御対象外となった旨を通知された場合は、EDCT による<u>出発待機</u>が解除されたものとして取り扱うものとする。</p> <p>j (略)</p> <p>k 管制区管制所に対する EDCT の通知方法は飛行情報管理システム管制情報処理部(Flight data processing section。以下「FDPS」という。)によることができるものとし、FDPS によることができない場合は電話によるものとする。</p> <p>注 ターミナル管制所に対して FDPS により通知される EDCT 情報は参考情報として取り扱い、これをもとに航空機に対して<u>出発待機解除時刻</u>を指定しないこと。</p> <p>【出発制御(出発間隔指定)】</p>	<p>表現の変更</p> <p>用語の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
<p>(5) a・b (略)</p> <p>c 管制区管制所等は、出発間隔と EDCT による<u>出発制限解除時刻</u>が同一の航空機に重複して指定された場合は、原則として、各々の制限による出発可能な時刻のいずれか遅い時刻に出発させるものとする。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(5) a・b (略)</p> <p>c 管制区管制所等は、出発間隔と EDCT による<u>出発待機解除時刻</u>が同一の航空機に重複して指定された場合は、原則として、各々の制限による出発可能な時刻のいずれか遅い時刻に出発させるものとする。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>表現の変更</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p>Ⅲ 管制方式基準</p> <p>(I) 総 則</p> <p>5 電話通信</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>【数の送信】</p> <p>(5) a～r (略)</p> <p><u>s 無線電話呼出符号 一字ずつ読む。ただし、他の航空機局の無線電話呼出符号と混同を避けるために必要な場合は、普通読みする等の方法で送信できるものとする。</u></p> <p><u>〔例〕 JTA31 ジェイオーシャン さんひと (さんじゅういち)</u> <u>JAI OCEAN THREE ONE (THIRTY ONE)</u></p> <p><u>ANA666 オールニッポン ろくろくろく</u> <u>ALL NIPPON SIX SIX SIX (TRIPLE SIX)</u></p> <p><u>JAL300 ジャパンエア さんまるまる (さんびやく)</u> <u>JAPAN AIR THREE ZERO ZERO (THREE HUNDRED)</u></p> <p><u>SKY711 スカイマーク ななひとひと (ななひやくじゅういち)</u> <u>SKYMARK SEVEN ONE ONE (SEVEN ELEVEN)</u></p> <p><u>JAC2411 コミューター によんひとひと (にせんよんひやくじゅういち)</u> <u>COMMUTER TWO FOUR ONE ONE (TWENTY FOUR ELEVEN)</u></p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p>(II) 計器飛行管制方式</p> <p>2 管制間隔</p>	<p>Ⅲ 管制方式基準</p> <p>(I) 総 則</p> <p>5 電話通信</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>【数の送信】</p> <p>(5) a～r (略)</p> <p><新 規></p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p>(II) 計器飛行管制方式</p> <p>2 管制間隔</p>	<p>項番及び表現の追加</p> <p>例の追加</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

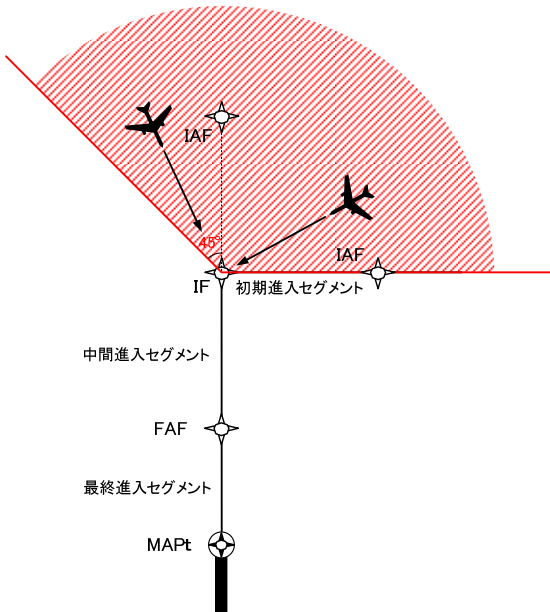
改正後	現 行	備 考
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>【到着機と出発機との間隔】</p> <p>(6) a (略)</p> <p>b a の規定にかかわらず、<u>ターミナル管制所においてターミナル・レーダー管制業務又は進入管制業務が行われている飛行場から出発する航空機に対しては、次の出発間隔を設定することができる。</u></p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">4 出発機</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>【到着機と出発機との間隔】</p> <p>(6) a (略)</p> <p>b a の規定にかかわらず、ターミナル・レーダー管制業務が行われている飛行場から出発する航空機に対しては、次の出発間隔を設定することができる。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">4 出発機</p>	<p>表現の変更</p>
<p>(1) (略)</p> <p>【出発制限の方法】</p> <p>(2) <u>a 管制区管制所等は、出発機と他の航空機との間に管制間隔を設定するため又はその他必要な場合は、出発機に対し「<u>出発制限解除時刻 (RELEASE TIME)</u>」、<u>「管制承認失効時刻 (CLEARANCE VOID TIME)</u>」又はその他の出発制限事項を指定するものとする。</u>この場合、ターミナル管制所は、次に掲げる時刻を指定してはならない。</p> <p>(a) 管制区管制所が指示した<u>出発制限解除時刻よりも早い時刻</u></p> <p>(b) 管制区管制所が指示した<u>管制承認失効時刻よりも遅い時刻</u></p> <p>★<u>出発制限を〔時刻〕に解除します。</u></p> <p><u>RELEASED AT [time] .</u></p> <p>★〔時刻〕までに離陸しないときは、この管制承認は無効です。</p> <p><u>CLEARANCE VOID IF NOT OFF THE GROUND BY [time] .</u></p> <p><u>b 出発制限解除時刻を指定できない場合は、次の用語によるものとする。</u></p> <p>★<u>地上で待機させて下さい。／して下さい。遅延時間は〔時間／分〕の予定です。</u></p> <p><u>HOLD ON THE GROUND. EXPECT [time in hours and/or minutes] DELAY .</u></p> <p>★<u>出発制限を解除します。</u></p> <p><u>RELEASED FOR DEPARTURE.</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>【出発制限の方法】</p> <p>(2) 管制区管制所等は、出発機と他の航空機との間に管制間隔を設定するためその他必要な場合は、出発機に対し「<u>出発待機解除時刻 RELEASE TIME</u>」、<u>「管制承認失効時刻 CLEARANCE VOID TIME</u>」その他の出発制限事項を指定するものとする。この場合、ターミナル管制所は、次に掲げる時刻を指定してはならない。</p> <p>(a) 管制区管制所が指示した<u>出発待機解除時刻よりも早い時刻</u></p> <p>(b) 管制区管制所が指示した<u>管制承認失効時刻よりも遅い時刻</u></p> <p>★<u>〔時刻〕後に離陸させて下さい。</u></p> <p><u>RELEASE AFTER [time] .</u></p> <p>★〔時刻〕までに離陸しないときは、この管制承認は無効です。</p> <p><u>CLEARANCE VOID IF NOT OFF THE GROUND BY [time] .</u></p> <p>★<u>地上で待機させて下さい。待機解除予定時刻は〔時刻〕です。</u></p> <p><u>HOLD FOR RELEASE. EXPECT RELEASE TIME AT [time] .</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>用語の変更</p> <p>項番及び表現の追加</p> <p>用語の変更</p> <p>用語の追加</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">6 待機機</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【待機経路からの逸脱】</p> <p>(6) 航空機が所定の待機経路からの逸脱を要求した場合は、<u>地形、障害物及び航空交通の状況が許す範囲で承認することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(Ⅲ) 飛行場管制方式</p> <p style="text-align: center;">2 管制許可等</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>【<u>滑走路状態表示灯 (RWSL) システム運用時の措置</u>】</p> <p>(14) <u>離陸許可、滑走路における待機、滑走路上の地上走行又は滑走路の横断に係る管制許可等を発出した際に、航空機又は車両からRWSLが点灯しているとの通報を受けた場合は、当該管制許可等を取消し、航空機又は車両の位置及び航空交通の状況を再確認するものとする。</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p style="text-align: center;">5 出発機</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【<u>出発遅延に関する情報</u>】</p> <p>(4) 航空機の出発の遅延が予想される場合は、必要に応じて次に掲げる情報を通報するものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 航空機に出発予定時刻を通報する。</p> <p>★<u>出発は〔時刻〕以後の予定です。</u></p> <p style="text-align: center;">EXPECT DEPARTURE AT [time] OR LATER.</p> <p>★<u>出発は〔先行出発機の無線呼出符号/型式〕の〔数値〕分後の予定です。</u></p> <p style="text-align: center;">EXPECT DEPARTURE [number] MINUTES BEHIND [identification</p>	<p style="text-align: center;">6 待機機</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【待機経路からの逸脱】</p> <p>(6) 航空機が所定の待機経路からの逸脱を要求した場合は、航空交通の状況が許す範囲で承認することができる。</p> <p style="text-align: center;">(Ⅲ) 飛行場管制方式</p> <p style="text-align: center;">2 管制許可等</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><新 規></p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">5 出発機</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【<u>出発遅延に関する情報</u>】</p> <p>(4) 航空機の出発の遅延が予想される場合は、必要に応じて次に掲げる情報を通報するものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 航空機に出発<u>待機解除</u>予定時刻を通報する。</p> <p>★<u>出発可能時刻は〔出発待機解除時刻〕以後です。</u></p> <p style="text-align: center;">EXPECT DEPARTURE AT [release time] OR LATER.</p> <p>★<u>出発は〔先行出発機の無線呼出符号/型式〕の〔数値〕分後の予定です。</u></p> <p style="text-align: center;">EXPECT DEPARTURE [number] MINUTES BEHIND [identification</p>	<p>表現の追加</p> <p>項目の新設</p> <p>表現の変更 用語の変更</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p>/ type of preceding departure] .</p> <p>★出発は [到着機の無線呼出符号/型式] 着陸後の予定です。</p> <p>EXPECT DEPARTURE AFTER ARRIVAL OF [identification / type of arrival] .</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>13 飛行場灯火運用方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>【RWSLシステムの運用】</p> <p><u>(3) 離陸許可、滑走路路上における待機又は滑走路の横断に係る管制許可等と RWSLシステムとの間に食違いが生じた場合その他必要と認められる場合は、当該現象又はその原因が解消されるまでの間、RWSLシステムの運用を休止するものとする。</u></p> <p>(IV) レーダー使用基準</p> <p>8 到着機</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>【フィックスへの直行】</p> <p>(7) a ターミナル管制所は、初期進入フィックス又は中間進入フィックスへの直行を指示することができる。</p> <p>注 直行させるフィックス以降のセグメント長、航空機の速度、風向風速等を考慮し、確実に着航できると判断した位置から直行させるよう留意しなければならない。</p> <p>b 進入許可は、到着機が初期進入フィックス又は中間進入フィックスに到着するまでに、発出するものとする。<u>この場合においては、当該機に対し、直行を指示したフィックスに到達するまで最低誘導高度以上の高度を維持するよう指示しなければならない。</u></p>	<p>/ type of preceding departure] .</p> <p>★出発は [到着機の無線呼出符号/型式] 着陸後の予定です。</p> <p>EXPECT DEPARTURE AFTER ARRIVAL OF [identification / type of arrival] .</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>13 飛行場灯火運用方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><新 規></p> <p>(IV) レーダー使用基準</p> <p>8 到着機</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>【フィックスへの直行】</p> <p>(7) a ターミナル管制所は、<u>進入管制区内を飛行する到着機に対し、初期進入フィックス又は中間進入フィックスへの直行を指示することができる。この場合においては、当該機に対し、直行を指示したフィックスに到達するまで最低誘導高度以上の高度を維持するよう指示しなければならない。</u></p> <p>注 直行させるフィックス以降のセグメント長、航空機の速度、風向風速等を考慮し、確実に着航できると判断した位置から直行させるよう留意しなければならない。</p> <p>b 進入許可は、到着機が初期進入フィックス又は中間進入フィックスに到着するまでに、発出するものとする。</p>	<p>項目の新設</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の追加</p>

改正後	現 行	備 考
 <p style="text-align: center;">(2)-2</p> <p style="text-align: center;">(V) 緊急方式</p> <p style="text-align: center;">3 管制方式</p> <p>【優先的取扱い】</p> <p>(1) 次に掲げる場合には、管制上優先的取扱いをするものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) その他、航空機が明らかに緊急状態に<u>あって優先的に取扱う必要があると認められる場合</u></p> <p>(e) 急病人若しくは重病人又は移植臓器を搬送している航空機又は臓器の移植を目的として運航している航空機が、<u>優先的取扱いを要求した場合又は優先的に取扱う必要があると認められる場合</u></p> <p>(f) 災害派遣又は人命財産の保護のために緊急に出勤する航空機が、<u>優先的取</u></p>	<p style="text-align: center;">(V) 緊急方式</p> <p style="text-align: center;">3 管制方式</p> <p>【優先的取扱い】</p> <p>(1) <u>航空機が次に掲げる場合には、管制上優先的取扱いをするものとする。</u></p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) その他航空機が明らかに緊急状態に<u>あり、かつ、当該航空機に関し、優先的取扱いが必要である場合</u></p> <p>(e) <u>航空機が急病人又は重病人を乗せている旨を通報し、かつ、優先的取扱いを要求した場合</u></p> <p>(f) 災害派遣又は人命財産の保護のために緊急に出勤する<u>必要のある航空機</u></p>	<p>図の追加</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の追加</p> <p>表現の変更</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後			現行			備考																																								
<p>扱いを要求した場合又は優先的に取扱う必要があると認められる場合 (g)～(j) (略) (2)～(8) (略)</p> <p>IV 管制機関運用基準</p> <p>2 管制機関の種類及び管制席</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管制機関の種類</th> <th>管制席の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ATM センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管制区管制所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ターミナル管制所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			管制機関の種類	管制席の種類	業務内容	ATM センター	(略)	(略)	管制区管制所	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	ターミナル管制所	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	<p>であって優先的に取扱いを要求した場合 (g)～(j) (略) (2)～(8) (略)</p> <p>IV 管制機関運用基準</p> <p>2 管制機関の種類及び管制席</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管制機関の種類</th> <th>管制席の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ATM センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管制区管制所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空交通管理調整席(航空路管制業務及び進入管制業務)</td> <td>1. 航空交通流、空域及び気象に関する情報の収集及び分析 2. 管制処理容量の決定 3. 航空交通の管理に関するATM センター又は他の管制機関の統括管制席(航空交通管理調整席が設置されている場合にあつては当該席)との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ターミナル管制所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空交通管理調整席(ターミナル・レーダー管制業務及び進入管制業務)</td> <td>1. 航空交通流、空域及び気象に関する情報の収集及び分析 2. 管制処理容量の決定 3. 航空交通の管理に関するATM センター又は他の管制機関の統括管制席(航空交通管理調整席が設置されている場合にあつては当該席)との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			管制機関の種類	管制席の種類	業務内容	ATM センター	(略)	(略)	管制区管制所	(略)	(略)	航空交通管理調整席(航空路管制業務及び進入管制業務)	1. 航空交通流、空域及び気象に関する情報の収集及び分析 2. 管制処理容量の決定 3. 航空交通の管理に関するATM センター又は他の管制機関の統括管制席(航空交通管理調整席が設置されている場合にあつては当該席)との連絡調整	(略)	(略)	ターミナル管制所	(略)	(略)	航空交通管理調整席(ターミナル・レーダー管制業務及び進入管制業務)	1. 航空交通流、空域及び気象に関する情報の収集及び分析 2. 管制処理容量の決定 3. 航空交通の管理に関するATM センター又は他の管制機関の統括管制席(航空交通管理調整席が設置されている場合にあつては当該席)との連絡調整	(略)	(略)	<p>TMU の運用開始に伴う業務内容の変更 (平成 23 年 10 月 1 日から)</p>
管制機関の種類	管制席の種類	業務内容																																												
ATM センター	(略)	(略)																																												
管制区管制所	(略)	(略)																																												
	(削る)	(削る)																																												
	(略)	(略)																																												
ターミナル管制所	(略)	(略)																																												
	(削る)	(削る)																																												
	(略)	(略)																																												
管制機関の種類	管制席の種類	業務内容																																												
ATM センター	(略)	(略)																																												
管制区管制所	(略)	(略)																																												
	航空交通管理調整席(航空路管制業務及び進入管制業務)	1. 航空交通流、空域及び気象に関する情報の収集及び分析 2. 管制処理容量の決定 3. 航空交通の管理に関するATM センター又は他の管制機関の統括管制席(航空交通管理調整席が設置されている場合にあつては当該席)との連絡調整																																												
	(略)	(略)																																												
ターミナル管制所	(略)	(略)																																												
	航空交通管理調整席(ターミナル・レーダー管制業務及び進入管制業務)	1. 航空交通流、空域及び気象に関する情報の収集及び分析 2. 管制処理容量の決定 3. 航空交通の管理に関するATM センター又は他の管制機関の統括管制席(航空交通管理調整席が設置されている場合にあつては当該席)との連絡調整																																												
	(略)	(略)																																												

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後			現行			備考
飛行場管制所	(略)	(略)	飛行場管制所	(略)	(略)	
着陸誘導管制所	(略)	(略)	着陸誘導管制所	(略)	(略)	
<p>注 1 地上管制席設置機関：仙台、成田、東京、中部、大阪、八尾、関西、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び那覇飛行場管制所</p> <p>注 2 管制承認伝達席設置機関：成田、東京、中部、大阪、関西、福岡、鹿児島及び那覇飛行場管制所</p>			<p>注 1 航空交通管理調整席設置機関：東京管制区管制所及び東京ターミナル管制所</p> <p>注 2 地上管制席設置機関：仙台、成田、東京、中部、大阪、八尾、関西、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び那覇飛行場管制所</p> <p>注 3 管制承認伝達席設置機関：成田、東京、中部、大阪、関西、福岡、鹿児島及び那覇飛行場管制所</p>			表現の変更
4 協定書			4 協定書			
<p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定により、所長が米軍及び防衛省管制機関等との間で当該協定を定め、改正し又は廃止する場合は、ターミナル管制機関に関連するものは地方航空局長の承認を求めるとし、それ以外のものについては航空局長の承認を求めるとする。また、管制部長又は ATM センター長が<u>防衛省管制機関等(ターミナル管制機関に関連するものに限る。)</u>との間で当該協定を定め、改正し又は廃止する場合は、<u>地方航空局長の承認を求めるとし、米軍、防衛省管制機関等(ターミナル管制機関に関連するものを除く。)</u>及び外国管制機関との間のものについては、航空局長の承認を求めるとする。</p> <p>(3) (略)</p>			<p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定により、所長が米軍及び防衛省管制機関等との間で当該協定を定め、改正し又は廃止する場合は、ターミナル管制機関に関連するものは地方航空局長の承認を求めるとし、それ以外のものについては航空局長の承認を求めるとする。また、管制部長又は ATM センター長が米軍、防衛省管制機関等及び外国管制機関との間で当該協定を定め、改正し又は廃止する場合は、航空局長の承認を求めるとする。</p> <p>(3) (略)</p>			
V 管制書類様式記入要領			V 管制書類様式記入要領			
5 飛行場管制所機器点検表(第 8 号様式)			5 飛行場管制所機器点検表(第 8 号様式)			
<p>本点検表は、当直の交代毎に記入する。</p> <p>「備考」欄について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) “MASTER CLOCK”は SATISFACTORY の場合であっても、誤差を備考欄に記入し、修正した場合はその旨を記入する。</p> <p>注 上記(1)(2)において「機器の故障(又は基準以上の誤差)」が生じた場合は、その事実、原因及びこれに対する措置の内容を第 1 号様式「管制日</p>			<p>本点検表は、当直の交代毎に記入する。</p> <p>「備考」欄について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) “MASTER CLOCK”は SATISFACTORY の場合であっても、誤差を備考欄に記入し、修正した場合はその旨を記入する。</p> <p>注 上記(1)(2)において「機器の故障(又は基準以上の誤差)」が生じた場合は、その事実、原因及びこれに対する措置の内容を第 1 号様式「管制日</p>			

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考																																												
<p>誌」に記入する。機器の故障の事実を本局<u>交通管制部</u>管制課長又は地方航空局保安部管制課長に通知する必要がある場合は、第 9 号様式「航空交通管制特別報告書」に転記し、説明を加える。</p> <p style="text-align: center;">8 管制月間交通量報告(飛行場)(第 10 号様式)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この報告書は毎月初めに前月分を集計三部作成し、一部を各機関で保管し二部を地方航空局保安部管制課長に提出する。地方航空局保安部管制課長は一部を本局<u>交通管制部</u>管制課長に提出する。</p> <p style="text-align: center;">11 管制ストリップ</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) D 第 31 号様式 (出発・巡航・VFRストリップ)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(17) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(18) 出発制限解除時刻 (左側)、管制承認失効時刻 (右側)、フィックス通過指定時刻、EFC</p> <p style="padding-left: 20px;">(19)～(26) (略)</p> <p>E (略)</p> <p style="text-align: center;">航空交通管制業務記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)高度指示記号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>↑(高度)</td> <td>(高度)へ上昇</td> </tr> <tr> <td>↓(高度)</td> <td>(高度)へ降下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>巡航 (下線)</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>クルーズ (上線)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>(場所)、(時間)又は(高度)で</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>通過</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>維持</td> </tr> <tr> <td>EXP(高度)又は(高度)/P</td> <td>巡航予定の(高度)</td> </tr> <tr> <td>ABV 又は+</td> <td>(高度)より上</td> </tr> </tbody> </table>	記 号	内 容	(1)高度指示記号		↑(高度)	(高度)へ上昇	↓(高度)	(高度)へ降下	—	巡航 (下線)	→	クルーズ (上線)	@	(場所)、(時間)又は(高度)で	×	通過	M	維持	EXP(高度)又は(高度)/P	巡航予定の(高度)	ABV 又は+	(高度)より上	<p>誌」に記入する。機器の故障の事実を本局<u>管制保安部</u>管制課長又は地方航空局保安部管制課長に通知する必要がある場合は、第 9 号様式「航空交通管制特別報告書」に転記し、説明を加える。</p> <p style="text-align: center;">8 管制月間交通量報告(飛行場)(第 10 号様式)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この報告書は毎月初めに前月分を集計三部作成し、一部を各機関で保管し二部を地方航空局保安部管制課長に提出する。地方航空局保安部管制課長は一部を本局<u>管制保安部</u>管制課長に提出する。</p> <p style="text-align: center;">11 管制ストリップ</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) D 第 31 号様式 (出発・巡航・VFRストリップ)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(17) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(18) 出発待機解除時刻 (左側)、管制承認失効時刻 (右側)、フィックス通過指定時刻、EFC</p> <p style="padding-left: 20px;">(19)～(26) (略)</p> <p>E (略)</p> <p style="text-align: center;">航空交通管制業務記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)高度指示記号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>↑(高度)</td> <td>(高度)へ上昇</td> </tr> <tr> <td>↓(高度)</td> <td>(高度)へ降下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>巡航 (下線)</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>クルーズ (上線)</td> </tr> <tr> <td>@</td> <td>(場所)、(時間)又は(高度)で</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>通過</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>維持</td> </tr> <tr> <td>EXP(高度)又は(高度)/P</td> <td>巡航予定の(高度)</td> </tr> <tr> <td>ABV 又は+</td> <td>(高度)より上</td> </tr> </tbody> </table>	記 号	内 容	(1)高度指示記号		↑(高度)	(高度)へ上昇	↓(高度)	(高度)へ降下	—	巡航 (下線)	→	クルーズ (上線)	@	(場所)、(時間)又は(高度)で	×	通過	M	維持	EXP(高度)又は(高度)/P	巡航予定の(高度)	ABV 又は+	(高度)より上	<p>組織改編に伴う 部名の変更</p> <p>組織改編に伴う 部名の変更</p> <p>表現の変更</p>
記 号	内 容																																													
(1)高度指示記号																																														
↑(高度)	(高度)へ上昇																																													
↓(高度)	(高度)へ降下																																													
—	巡航 (下線)																																													
→	クルーズ (上線)																																													
@	(場所)、(時間)又は(高度)で																																													
×	通過																																													
M	維持																																													
EXP(高度)又は(高度)/P	巡航予定の(高度)																																													
ABV 又は+	(高度)より上																																													
記 号	内 容																																													
(1)高度指示記号																																														
↑(高度)	(高度)へ上昇																																													
↓(高度)	(高度)へ降下																																													
—	巡航 (下線)																																													
→	クルーズ (上線)																																													
@	(場所)、(時間)又は(高度)で																																													
×	通過																																													
M	維持																																													
EXP(高度)又は(高度)/P	巡航予定の(高度)																																													
ABV 又は+	(高度)より上																																													

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後		現行		備考
BLO 又は－	(高度)より下	BLO 又は－	(高度)より下	表現の変更
VMC(代替方式)	VMC を維持不可能なら(代替方式)	VMC(代替方式)	VMC を維持不可能なら(代替方式)	
RL	離れたら通報せよ	RL	離れたら通報せよ	
RR	到着したら通報せよ	RR	到着したら通報せよ	
－(朱記)	飛行方向別に指定された高度以外の高度(下線)	－(朱記)	飛行方向別に指定された高度以外の高度(下線)	
(2)管制承認記号		(2)管制承認記号		
C	管制承認	C	管制承認	
△	管制区内を	△	管制区内を	
↙	管制区内へ	↙	管制区内へ	
↘	管制区外へ	↘	管制区外へ	
>	(場所)、(時間)の前に	>	(場所)、(時間)の前に	
<	(場所)、(時間)の後で	<	(場所)、(時間)の後で	
LT	離陸後左旋回	LT	離陸後左旋回	
RT	離陸後右旋回	RT	離陸後右旋回	
SYD	管制を委任	SYD	管制を委任	
/	(時間)又は(場所)まで	/	(時間)又は(場所)まで	
()	代替方式	()	代替方式	
SVFR	特別有視界飛行	SVFR	特別有視界飛行	
(3)制限事項記号		(3)制限事項記号		
V<	(時刻)後は管制承認取消し	V<	(時刻)後は管制承認取消し	
VIFNO(時刻)	(時刻)までに離陸できなければ管制承認取消し	VIFNO(時刻)	(時刻)までに離陸できなければ管制承認取消し	
RACE(時刻)	高度変更要求	RACE(時刻)	高度変更要求	
EACE	高度変更予定	EACE	高度変更予定	
<u>H/G</u>	<u>地上待機</u>	<u>HFR</u>	<u>出発待機</u>	
FC	次の管制承認発出予定時刻	FC	次の管制承認発出予定時刻	
EAT	進入予定時刻	EAT	進入予定時刻	
DLND	遅延時刻不明	DLND	遅延時刻不明	
(4)管制承認の内容を表す記号		(4)管制承認の内容を表す記号		
A	(目的地の飛行場名)へ許可	A	(目的地の飛行場名)へ許可	
B	管制承認発出済(ターミナル管制所でのみ使用)	B	管制承認発出済(ターミナル管制所でのみ使用)	
C	FIX 又は飛行場からの出発許可	C	FIX 又は飛行場からの出発許可	
F	FIX へ許可	F	FIX へ許可	

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">VI 管制業務等実施要領</p> <p style="text-align: center;">3 航空交通管制特別報告書取扱要領</p> <p>(1) 当直の責任者は報告事項が発生した場合は、直ちに先任航空管制官等に報告する。先任航空管制官等は調査を行った後次に掲げる各号の場合、航空交通管制特別報告書に必要事項を記入し、関係資料を添付して速やかに航空交通管制部及び ATM センターにおいては本局<u>交通管制部</u>管制課長、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所においては本局<u>交通管制部</u>管制課長及び地方航空局保安部管制課長に提出するものとする。ただし、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が本局<u>交通管制部</u>管制課長に提出する場合は、(3)項に掲げる重要事項に限る。</p> <p>a 航空法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故が発生した場合</p> <p>b 操縦士に航空法第 96 条及び第 97 条第 1 項の違反の疑いがあった場合</p> <p>c 機長又はその代理人から機長報告の提出があった場合</p> <p>d その他、管制業務遂行上特記すべき事態が生じた場合(管制官の技倆が業務上特に大きく影響した場合を含む。)</p> <p>(2) <u>先任航空管制官等は、前項 b の場合において、調査の際にパイロットに対し当該事実関係について確認を行うとともに、必要に応じ当該パイロットから文書による報告を求めるものとする。</u></p> <p>(3) (1)項の本局<u>交通管制部</u>管制課長に報告書を提出すべき重要事項とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>a (1)項 a に関するもの。</p> <p>b 航空法第 76 条の 2 による機長からの報告のうち、異常接近に関するもの。</p> <p>c 航空法施行規則第 166 条の 4 各号に掲げる事態の発生に関するもの(管制業務に起因した事態及び管制業務に著しい影響があった事態が発生した場合に限る。)</p>	<p style="text-align: center;">VI 管制業務等実施要領</p> <p style="text-align: center;">3 航空交通管制特別報告書取扱要領</p> <p>(1) 当直の責任者は報告事項が発生した場合は、直ちに先任航空管制官等に報告する。先任航空管制官等は調査を行った後次に掲げる各号の場合、航空交通管制特別報告書に必要事項を記入し、関係資料を添付して速やかに航空交通管制部及び ATM センターにおいては本局<u>管制保安部</u>管制課長、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所においては本局<u>管制保安部</u>管制課長及び地方航空局保安部管制課長に提出するものとする。ただし、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が本局<u>管制保安部</u>管制課長に提出する場合は、(3)項に掲げる重要事項に限る。</p> <p>a 航空法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故が発生した場合</p> <p>b 操縦士に航空法第 96 条及び第 97 条第 1 項の違反の疑いがあった場合</p> <p>c 機長又はその代理人から機長報告の提出があった場合</p> <p>d その他、管制業務遂行上特記すべき事態が生じた場合(管制官の技倆が業務上特に大きく影響した場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前項 b、c、d の場合で、当該事項が単一の管制機関のみに係るとき(特に必要と認められる場合を除く。)</u>は、当該管制機関が所属する空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空交通管制部又は ATM センターにおいて文書により措置するものとし、当該文書の写、及び関係資料等を航空交通管制特別報告書を添えて、航空交通管制部及び ATM センターにおいては本局<u>管制保安部</u>管制課長、空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所においては地方航空局保安部管制課長に提出するものとする。</p> <p>(3) (1)項の本局<u>管制保安部</u>管制課長に報告書を提出すべき重要事項とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>a (1)項 a に関するもの。</p> <p>b 航空法第 76 条の 2 による機長からの報告のうち、異常接近に関するもの。</p> <p>c 航空法施行規則第 166 条の 4 各号に掲げる事態の発生に関するもの(管制業務に起因した事態及び管制業務に著しい影響があった事態が発生した場合に限る。)</p>	<p>組織改編に伴う部名の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>組織改編に伴う部名の変更</p>

平成 23 年度航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程改正 新旧対照表 (平成 23 年 9 月 22 日施行)

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">VII 訓練実施要領</p> <p style="text-align: center;">2 国内搭乗訓練実施要領</p> <p>搭乗訓練は原則として次のとおり実施するものとする。</p> <p>(1) 搭乗訓練の申請は、航空交通管制部の職員に係るものにあつては本局交通管制部管制課長、その他の職員に係るものにあつては地方航空局保安部管制課長に対し、訓練実施月の前月 10 日までに文書により行うこと(申請者が多過ぎる場合及び実施困難な場合は、人数、実施日又は搭乗区間について変更を求めることがある。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 搭乗訓練実施後は、速やかに別添様式による搭乗訓練報告書を本局交通管制部管制課長又は地方航空局保安部管制課長あて提出すること。</p>	<p style="text-align: center;">VII 訓練実施要領</p> <p style="text-align: center;">2 国内搭乗訓練実施要領</p> <p>搭乗訓練は原則として次のとおり実施するものとする。</p> <p>(1) 搭乗訓練の申請は、航空交通管制部の職員に係るものにあつては本局管制保安部管制課長、その他の職員に係るものにあつては地方航空局保安部管制課長に対し、訓練実施月の前月 10 日までに文書により行うこと(申請者が多過ぎる場合及び実施困難な場合は、人数、実施日又は搭乗区間について変更を求めることがある。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 搭乗訓練実施後は、速やかに別添様式による搭乗訓練報告書を本局管制保安部管制課長又は地方航空局保安部管制課長あて提出すること。</p>	<p>組織改編に伴う部名の変更</p>